

国際教養大学障害学生修学等支援規程

平成 28 年 4 月 1 日
理 事 長 決 定
規 程 第 104 号

(目的)

第1条 この規程は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）その他法令の定めに基づき、国際教養大学（以下「本学」という。）において、障害のある学生（以下「障害学生」という。）がその年齢、能力又は障害の種別もしくは程度に応じて十分な教育が受けられるようにするため、その修学等の支援に係る基本となる事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、「障害学生」とは、身体障害、内部障害、精神障害その他心身の機能の障害がある者であって、障害により長期にわたり修学又は学生生活等に相当な制限を受ける者で、本人が支援を受けることを希望し、かつ、その必要性が認められた者をいう。

(学長の責務)

第3条 学長は、障害を理由に不当な差別的取り扱いをすることにより学生の権利利益を侵害することのないよう配慮するとともに、教職員への研修・啓発等を行い、障害学生の修学等を支援する方策を推進する責務を負う。

(副学長の責務)

第4条 副学長は、障害者の対応要領を教職員に周知するとともに、特別支援の必要性及び内容を判断し、支援の提供を推進する責任を負う。

(教職員の責務)

第5条 教職員は、障害学生のプライバシーの保護に努め、修学等における不利益を受けないよう配慮するとともに、別に定める対応要領に基づき、障害学生の修学等を支援する方策の実施に対し協力しなければならない。

(支援実施体制)

第6条 障害学生の支援内容について協議・決定するため障害学生修学等支援委員会を置く。

2 障害学生の実質的な支援内容について協議・決定し、支援を提供するため、障害学生修学等支援グループを置く。

3 障害学生の修学等の支援を迅速かつ適切に行うため、事務局学生課に修学・健康支援コーディネーターを置く。

4 前3項に定める障害学生修学等支援委員会、障害学生修学等支援グループ及び修学・健康支援コーディネーターの設置に関し必要な事項は別に定める。

(支援の申出)

第7条 支援を受けることのできる希望は、入学前、入学後のいずれの時期においても、障害学生本人から申し出ることができる。

(紛争の防止等)

第8条 障害を理由とする差別、あるいは支援の不提供等が発生した場合、国際教養大学におけるハラスメントの防止等に関する規程に基づき措置を講ずるものとする。

(秘密保持義務)

第9条 障害学生の修学支援に従事する者は、正当な理由なく障害学生の支援に関して知り得た情報を漏らしてはならない。

(事務)

第10条 支援に関する事務は、事務局入試室、国際センター及び学生課において処理する。

(補足)

第11条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は学長が別に定める。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。